

青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則

(平成十九年六月二十八日青森県後期高齢者医療広域連合規則第三十二号)

改正 平成二八年 四月二二日規則第五号

平成三〇年一月一六日規則第三号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人識別符号)

第二条 条例第二条第二号の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号。以下「政令」という。）第三条各号に掲げるものとする。

(要配慮個人情報)

第三条 条例第二条第六号の規則で定める記述等は、政令第四条各号に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(運用状況の公表)

第四条 条例第四十条の規定による運用状況の公表は、毎年度の六月三十日までに、その前年度における運用状況を告示して行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

イ 開示請求の件数及び開示決定等の状況

- ロ 訂正請求の件数及び訂正決定等の状況
- ハ 利用停止請求の件数及び利用停止決定等の状況
- ニ 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求の件数並びにこれらについての裁決の状況
- ホ 苦情の申出の件数及びその処理の状況
- 二 その他必要と認める事項

附 則

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則第二条第二項の規定は、平成二十九年度以降に行う公表（同条第一項の公表をいう。以下同じ。）について適用し、平成二十八年度に行う公表については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年規則第三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。